板橋駅西口周辺地区地区計画の概要

[告示:令和3年6月30日]



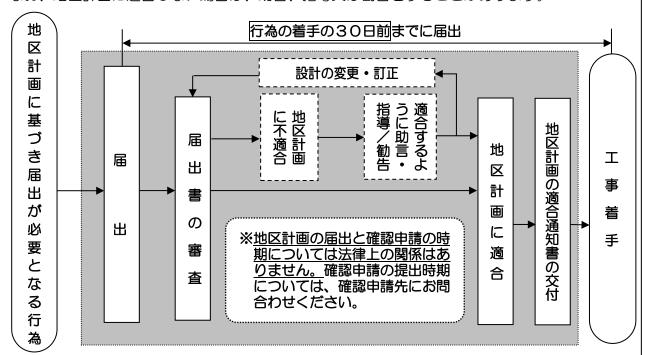
■建物の建築(新築・増改築等)、工作物の築造などを行う場合は、「届出」が必要です。

地区計画の区域内では、都市計画の告示日以降に、建物の建築(新築・増改築等)、工作物の築造などを行う際は、行為に着手する30日前までに区長に届出が必要です。(都市計画法第58条の2)

- ■届出が必要となる行為:地区計画の区域内で届出が必要となる行為は次のとおりです。
 - ① 建築物の建築(新築、増改築、移転など)
 - ② 工作物の建設(広告塔などの広告物、擁壁の築造など)
 - ③ 建築物の用途、形態又は意匠の変更(外壁の塗替えも含む)
 - ④ 土地の区画・形質の変更(切土や盛土、道路や宅地の造成など)

■地区計画の届出手続きの流れ

区は、届出の内容を審査し、「地区計画」に適合している場合は適合通知書を交付します。なお、地区計画に適合しない場合は、助言、指導又は勧告をすることがあります。



<※1 届出の時期>

〇行為に着手する30日前までに届出が必要です。届出内容を変更する際は、変更部分の行為に着手 する30日前までに変更届出が必要です。

<※2 届出書・地区計画の詳細パンフレット>

〇届出書等の様式・地区計画の詳細パンフレットは、区のホームページよりダウンロードできます。

○区ホームページのトップページから、検索キーワード「地区計画(1)概要・

適用地区」、「ページ番号 1014855」又は右記 QR コードより、

検索いただき、添付ファイルをダウンロードしてご利用ください。

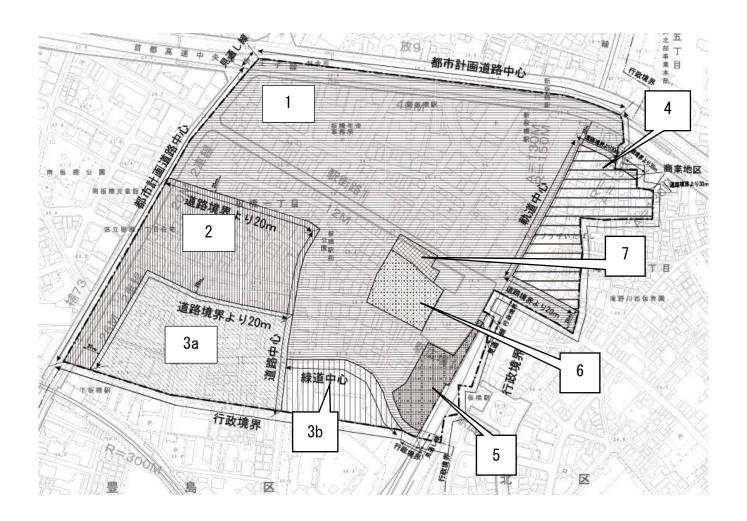
<標準処理期間>

〇届出された内容を各地区の目標、各方針、地区整備計画等に照らし合わせ、その内容が適合しているかを審査します。適合通知書交付までの標準的な処理期間は概ね15開庁日です。

<注意事項>

- 〇地区計画の届出は、届出された順に審査を行います。標準処理期間で審査を行うため、処理期間を 短縮することはできません。
- 〇地区計画の内容に不適合で、指導・助言に従わず、行為着手予定日までに是正されない場合、適合 通知書の交付はできません。

■ 地区の区分

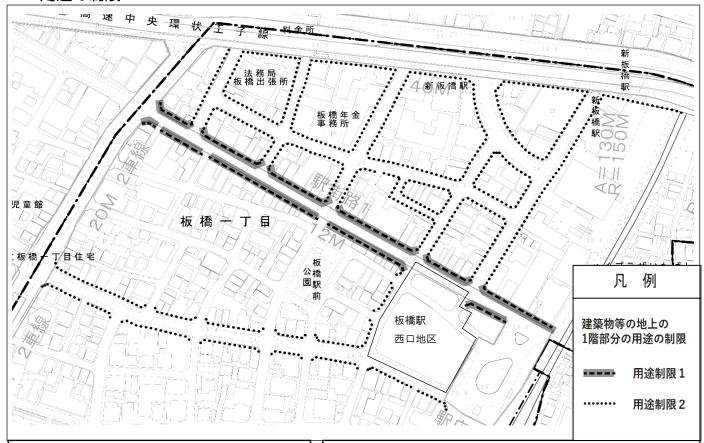


1	商業地区	4	住宅地区 c
2	近隣商業地区	5	板橋駅板橋口地区
3 a	住宅地区 a	6	板橋駅西口 A 地区
3b	住宅地区 b	7	板橋駅西口 B 地区

地区計画は、建築行為等の着手30日前までに届出が必要です。

地区計画の概要		地区の区分(エリア別の適用の有無)								
		2	3a	3b	4	5	6	7		
① 建築物等の用途の制限 良好で健全な商業環境や住環境を保全するため、ギャンブル施設等の制限、性風俗店等の制限、商店街通り	•	ァンブ. ● 風俗店:	•	等の制 ※ 」限]	限]	•				
に面する1階の主たる用途制限、集合住宅の住戸面積 等の制限を定めます。	指定	箇所	\	※ る1階	※ fの主た	● る用途制	限]			
※印は、都市計画法における用途地域において、すでに用途の制限がされています。		のみ 全住宅 ●	の住戸 ●	面積等	等の制 ●	限]				
建築物の敷地面積の最低限度 敷地の細分化を抑制し、合理的な土地利用を図るた め敷地面積の最低限度を定めます。		80 m²			1, 500 m²	3, 000 m²	500 m²			
③壁面の位置の制限 安全で快適な歩行環境や緑化空間を確保するため、 壁面の位置の制限を定めます。						•	•	•		
④壁面後退区域における工作物の設置の制限 安全で快適な歩行環境の確保のため、壁面の位置の 制限で定められた区域に歩道的機能を損なう門・塀 等の工作物を制限します。						•	•	•		
⑤建築物等の高さの最高限度 土地を一体的に有効活用するとともに、周辺環境と の調和に配慮した複合市街地を形成するため、建築 物等の高さの最高限度を定めます。		最高限度高度地区の建 築物に関する規定を準 用します。				130 m	150 m	25 m		
⑥建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 良好な街並み景観の形成及び敷地内緑化の推進を図 るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制 限を定めます。	•	•	•	•	•	•	•	•		
⑦垣又はさくの構造の制限 震災時の倒壊による事故防止のため、垣又はさくの 構造の制限を定めます。	•	•	•	•	•	•				
<u>⑧土地の利用の制限に関する事項</u> 良好な街並み景観の形成及び敷地内緑化の推進を図るため、緑化に努めることとします。	•	•	•	•	•		•	•		

■ 用途の制限



用途制限1

建築物1階の主たる用途には ○『下記用途ができます』

- (1)店舗、飲食店その他これらに類するもの
- (2)事務所
- (3)ホテル、旅館
- (4)診療所、病院、福祉施設
- (5)学校・教育施設
- (6)遊技場、カラオケボックス
- (7)劇場、映画館、演芸場又は観覧場

用途制限2

建築物1階の主たる用途には ×『下記用途ができません』

- (1)「住宅」
- (2)「共同住宅」
- (3)「寄宿舎」

※主たる用途…建物間口の過

(4)「下宿」 半を占める用途のこと

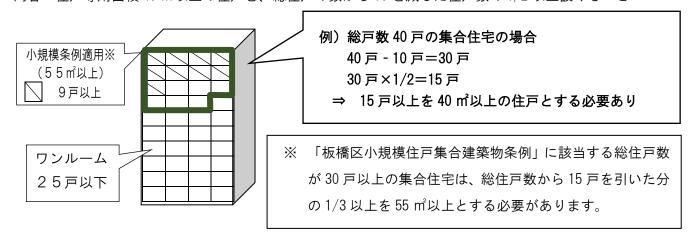
上記に付属する自動車車庫を含みます。

- ➡用途制限2が適用されない場合
- ①上記用途制限1が適用される場合(旧中山道との角地など)
- ②決定時点で、用途制限2に適合しない場合(既存不適格)

■ 集合住宅の住戸面積等の制限

対象 地階を除く階数が3以上かつ住戸数15戸以上の集合住宅

内容 住戸専用面積 40 ㎡以上の住戸を、総住戸の数から 10 を減じた住戸数の 1/2 以上設けること



【地区計画に関するお問合せ】東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号(区役所北庁舎 5 階 16 番窓口) 板橋区都市整備部建築指導課意匠審査係 TELO3-3579-2573